

日本オーニング協会会則 (改訂版)

【趣旨】

1. この協会は、オーニング及び関連製品の製造、輸入又は販売をする企業によって構成される組織体である。
2. この協会は、オーニングの普及と拡販のために協働して、啓蒙し、周知させ、公共の福祉と住環境の向上を目指した活動を積極的に行う団体である。

【会則】

第一条 <名称>

本会は、日本オーニング協会（以下、J A Aという）と称する。

第二条 <目的>

本会は、オーニングの持つ機能（省エネ・空間利用・美観・プライバシーの保護・居住性）の認識を高め、その普及に努力し、公共の福祉と住環境の向上に寄与することを目的とする。

第三条 <事業>

本会の目的を達成するために、その必要な各種事業を行う。

第四条 <会員>

1) 幹事会員

オーニングを製造若しくは輸入し、販売する企業を以て構成し、会員資格は幹事会の承認により与えられるものとする。

2) 流通会員

オーニングの加工及び取付け工事をこなし、併せて販売する企業によって構成される。

3) 合繊会員

オーニングの構造上、必要とされる生地及び部材等の製造・販売を主とする企業を以て構成される。

4) 卸業会員

オーニング及び関連商品の卸業を行う企業によって構成される。

5) 賛助・団体会員

正会員以外で、本会第二条の目的に賛同し、J A Aとの関係、親睦を旨とする団体を以て構成する。

賛助会員は、O E M供給企業、商社（問屋、代理店含む）、帆布供給企業が該当する。

第五条 <会議>

会議は下記の通りとする。

- 1) 総会は年1回開催する。
- 2) 専門研究会議は、必要に応じて開催する。
- 3) 幹事会は、本会の運営を司り適時開催する。
- 4) 委員会制・部会制をつくる。

第六条 <幹事>

本会の運営は、幹事会によって行い、幹事は幹事会員によって構成され、互選により会長1名、副会長1名を選出する。任期は、それぞれ2年とする。

第七条 <入会金及び会費>

- 1) 幹事会員は、入会時に入会金として30万円を納めなければならない。

年会費は、1口24万円とする。(月2万円)

但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。又、年度途中に入会した新規会員の会費は、入会月からの分を徴収する。

(例) 7月入会の場合(1口支払いの会員の場合)

7月～翌年3月までの9ヵ月分となるので、9ヵ月×¥20,000

(1ヵ月分) = ¥180,000 となる。

- 2) 流通会員は、入会時に入会金として1万円を納めなければならない。

年会費は、1口3万円とする。

但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。また年度途中に入会した新規会員の会費は、半期単位とする。

(例) 7月入会の場合(1口支払いの会員の場合)

7月は上半期(4～9月)となるため、通年会費となる。 = ¥30,000

- 3) 合繊会員は、入会時に入会金として1万円を納めなければならない。

年会費は、1口12万円とする。

但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。また年度途中に入会した場合は、流通会員に準ずる。

- 4) 卸業会員は、入会時に入会金として1万円を納めなければならない。

年会費は、1口6万円とする。

但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。また年度途中に入会した場合は、流通会員に準ずる。

- 5) 賛助・団体会員は、入会時に入会金として1万円を納めなければならない。

年会費は、1口12万円とする。

但し、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。また年度途中に入会した場合は、流通会員に準ずる。

第八条 <退会>

1) 退会をする場合は、いかなる理由があろうとも退会に際する入会金及び会費の返却はしない。

2) 本会の運営に非協力的な企業は、幹事会の承認の下に本会を脱会させることができる。

第九条 <会計年度>

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第十条 <会計監査>

総会において、会員の中から会計幹事を1名選出し、本会の会計を監査する。

会計幹事の任期は2年とする。

第十一条 <事務局>

事務局は、J A Aの中に設置し、J A A事務局がこれを兼任する。

第十二条 <会則の変更>

本会の会則を変更するときは、総会参加企業の過半数の承認を得なければならない。